

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	小児慢性特定疾病医療費支給関係事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三重県は、小児慢性特定疾病医療費支給関係事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

三重県知事

公表日

令和2年6月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	小児慢性特定疾病医療費支給関係事務
②事務の概要	・児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病患者の保護者に対し、医療費助成を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、医療費給付に係る事務に使用する。
③システムの名称	特定疾患等医療システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
小児特定疾病医療費支給関係事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1の7の項 ●番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第7条第1号から第5号まで、第9号、第10号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ●番号法第19条第7号並びに別表第2の9の項 ●番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第8条各号 【情報提供の根拠】 ●番号法第19条第7号並びに別表第2の26、56の2及び87の項 ●番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条第1号二及び第2号から第5号まで、第30条第2号、第44条第1号二及び第2号から第5号まで
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	三重県医療保健部健康推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	三重県(戦略企画部情報公開課) 三重県津市栄町1丁目954番地 059-224-2071
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	三重県(医療保健部健康推進課) 三重県津市広明町13番地 059-224-2334

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	●番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第7条第2号及び第3号	●番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第7条第1号から第5号まで、第9号、第10号	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
平成30年6月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ●番号法第19条第7号並びに別表第2の9の項 ●番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第8条 【情報提供の根拠】 ●番号法第19条第7号並びに別表第2の26、56の2及び87の項 ●番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条第1号二及び第2号から第5号まで並びに第44条第1号二及び第2号から第5号まで	【情報照会の根拠】 ●番号法第19条第7号並びに別表第2の9の項 ●番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第8条各号 【情報提供の根拠】 ●番号法第19条第7号並びに別表第2の26、56の2及び87の項 ●番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条第1号二及び第2号から第5号まで、第30条第2号、第44条第1号二及び第2号から第5号まで	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
平成30年6月26日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	三重県健康福祉部健康づくり課	三重県医療保健部健康づくり課	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
平成30年6月26日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉部健康づくり課	医療保健部健康づくり課	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
平成31年3月15日	IVリスク対策	記載なし	項目の追加	事後	様式変更に伴う項目及び記載の追加
令和2年6月9日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	三重県医療保健部健康づくり課	三重県医療保健部健康推進課	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
令和2年6月9日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	医療保健部健康づくり課	医療保健部健康推進課	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)

